

東日本大震災義援金第1次配分の考え方について

第1 死亡者・行方不明者 (35万円)

1 死亡者

(1) 第1次配分の対象

①住民登録者又は外国人登録者

「東日本大震災義援金」第1次配分の対象となる者は、原則として、それぞれの市町村内に住民登録又は外国人登録をしていた者で、東日本大震災（以下、「今回の震災」とする。）により死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書、住民票除票等により証明された者とする。

②住民登録をしていなかった死亡者

被災地において生活していた事実が、運転免許証、健康保険証、源泉徴収票、家屋の賃貸借契約書、家賃の領収書、町会長や民生委員等の証言等により証明され、かつ今回の震災によって死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書、住民票除票等により証明されれば、被災地の市町村で支給する。

③外国人登録をしていなかった死亡者

被災地において生活していた事実が、住宅の賃貸契約、家主の賃貸事実の証言や住所の記載のあるもの等により証明され、かつ、今回の震災により死亡した事実が、埋葬許可書、死亡診断書等により証明されれば、被災地の市町村において支給する。

④被災後死亡した者

今回の震災と死亡との間に相当の因果関係が認められれば支給する。因果関係は、初診日、療養中の診断書等により主として医師が判断する。

(2) 受領者

①義援金を受け取る者は、原則として今回の震災により死亡した者の遺族とする。

②前項の遺族は、死亡した者の死亡当時における直系の遺族（配偶者（婚姻の届け出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届け出を出していないが、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母）とする。

③死亡した者に前項の直系の遺族がなく、死亡者の兄弟姉妹が葬儀を執行したとき等にあつては、当該兄弟姉妹に義援金を支給する。

④外国人については、当該国の法令、慣習等による。

2 行方不明者

(1) 第1次配分の対象

①今回の震災の際、現にその場にいらわせた者について、震災後3月間その生死がわからない場合には、その者は、今回の震災によって死亡したものと推定し、1の死亡者の扱いに準じて支給する。

②前項の定めに関わらず、目撃者がいるなどの状況から判断して必ず死亡したと推定できる場合には、3月間の経過を待つことなく支給することができる。

③原則として遺族が葬祭を行った後に支給するものとする。

(2) その他

受領者、受領申請等の扱いについては、概ね上記1のとおりとする。

第2 住家損壊

1 住家の全壊（全焼）（35万円）

（1）第1次配分の対象

- ①今回の震災により、生活の本拠としている住家が全壊・全焼した場合に義援金を支給する。
- ②被災者が、当該住家を生活の本拠としていたかどうかの判定は、住民登録、外国人登録、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、住宅の賃貸借契約書、町会長や民生委員の証言等による。
- ③店舗、空き家は、対象としない。
- ④全壊・全焼の認定は被災市町村が行う。

（2）受領者

義援金を受け取る者は、原則として今回の震災により住家が全壊・全焼した世帯とする。

2 住家の半壊（半焼）（18万円）

（1）第1次配分の対象

- ①今回の震災により、生活の本拠としている住家が半壊・半焼した場合に義援金を支給する。
- ②被災者が、当該住家を生活の本拠としていたかどうかの判定は、住民登録、外国人登録、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、住宅の賃貸借契約書、町会長や民生委員の証言等による。
- ③店舗、空き家は、対象としない。
- ④半壊・半焼の認定は被災市町村が行う。

（2）受領者

義援金を受け取る者は、原則として今回の震災により住家が半壊・半焼した世帯とする。

第3 原発による避難指示・屋内待避（35万円）

（1）第1次配分の対象

- ①今回の原子力災害により、避難指示が出ている区域（20km）、又は、屋内待避の区域（20km～30km）に、生活の本拠としている住家がある世帯に義援金を支給する。
- ②被災者が、当該住家を生活の本拠としていたかどうかの判定は、住民登録、外国人登録、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、住宅の賃貸借契約書、町会長や民生委員の証言等による。
- ③店舗、空き家は、対象としない。
- ④対象世帯の認定は被災市町村が行う。

（2）受領者

義援金を受け取る者は、原則として東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にあり避難指示、屋内待避を指示された世帯とする。

(福島県)

平成 年 月 日

長 様

(3月11日現在に居住していた福島県の市町村名を記入してください。)

義援金配分申請書

(国義援金・県義援金兼用)

私は、東日本大震災の影響により、次の事項に該当しますので、義援金の配分を申請します。
なお、義援金配分事務のため、私の住民情報等の個人情報を利用することを承認します。

該当する区分に○を付けてください。		申請できる方	国義援金		県義援金		記載が必要な欄
申請区分	(1) 死亡者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、 孫及び祖父母)	☐	1人当たり 35万円			1、3、4
	(2) 行方不明者	直系の遺族 (配偶者、子、父母、 孫及び祖父母)	☐	1人当たり 35万円			1、3、4
	(3) 東日本大震災により、住家が全壊 (焼)した世帯	住家に居住していた 世帯の者 (原則、世帯主)	☐	1世帯当たり 35万円(注)	☐	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4
	(4) 東日本大震災により、住家が半壊 (焼)した世帯	住家に居住していた 世帯の者 (原則、世帯主)	☐	1世帯当たり 18万円(注)	☐	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4
	(5) 東京電力福島第1原子力発電所から 30kmの圏内で避難指示・屋内待 避指示圏域の世帯	住家に居住していた 世帯の者 (原則、世帯主)	☐	1世帯当たり 35万円(注)	☐	1世帯当たり 5万円(注)	2、3、4

- ・申請の内容は、各市町村にて確認し、認定いたします。申請しても、必ず配分となるとは限りません。
- ・複数に該当する場合には、該当する箇所全てに「○」を付けてください。
- ・まだ県義援金((3) ~ (5) のいずれかに該当する場合に、1世帯5万円配分。)の申請をしていない場合には、県義援金欄に○を付けることで、同時に申請することができます。既に申請書を提出している場合には、県義援金欄は記入不要です。
- ・住宅被害((3) 、(4) 全半壊(焼))と原発にかかる避難指示・屋内待避(5)については、重複しての支給とはなりません。どちらにも該当している場合でも、国義援金は35万円、県義援金は5万円となります。(国義援金が70万円又は53万円、県義援金が10万円とはなりません。)
- ・(1) ~ (2) と(3) ~ (5) は、重複しての支給が可能です。

1 死亡者・行方不明者((1) 、(2) 関係)

区分	ふりがな	申請者 との続柄	左の者の生年月日
死亡 ・ 行方不明	死亡者・ 行方不明者名		明・大 昭・平 年 月 日
区分	ふりがな	申請者 との続柄	左の者の生年月日
死亡 ・ 行方不明	死亡者・行方不 明者名		明・大 昭・平 年 月 日
区分	ふりがな	申請者 との続柄	左の者の生年月日
死亡 ・ 行方不明	死亡者・行方不 明者名		明・大 昭・平 年 月 日

- ・死亡者、行方不明者の義援金を申請できるのは、原則として直系の遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)となります。
- ・記載欄が不足する場合は、もう一枚記入して提出してください。

2 住家被害（（3）（4）関係）及び原発による避難指示、屋内待避関係（（5）関係）

被災した際の 住居の所在地	〒										
ふりがな						申請者 との続柄	左の者の生年月日				
平成23年3月11日 現在の当該住所の世帯主							明・大 昭・平 年 月 日				

※住家被害、原発による避難指示、屋内待避の義援金を申請できるのは、その住家に居住していた世帯の者となります。

3 申請者

・申請できる方は、表面の申請区分欄に記載のとおりです。

申請時の住所 （避難所名）	〒										
ふりがな							（ ） 様方				
申請者氏名						明・大 昭・平	左の者の生年月日 年 月 日				
申請者連絡先 電話番号											

4 義援金配分先の口座

金融機関名	銀行・農協・金庫・組合										
支店名	本店・支店・主張所										
預金種別	1 普通 2 当座					口座番号					
フリガナ											
口座名義人											

・申請者名義の口座としてください。

※市町村確認欄		住基番号			
受付年月日		送金年月日		受付番号	